別表第一第二十一号中「第二十三号」の下に「から第二十三号の三まで」を加え、同表第二十二号中「次号」の下に「から第二十三号の三まで」を加え、同表第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	十八万七千円
二十三の三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	十二万五千円

別表第一第二十四号中「前号」を「第二十三号から前号まで」に改め、同表第二十五号中「第二十三号」の下に「から第二十三号の三まで」を加える。

別表第一備考第三号の表中

第三十号の二、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万

を

第十一号及び第十一号の二	十八万七
第二十二号、第二十三号の二及び第二十三号の三	二十七万
第三十号の二、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号	二十七万

に改める。

別表第二第三号中「及びタイヤ空気圧監視装置」を削り、「十八万七千円」を「十二万五千円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	十八万七千円

別表第二第四号中「試験」の下に「（次号に掲げる試験を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	十二万五千円

別表第二第十一号中「第十三号」の下に「から第十三号の三まで」を加え、同表第十二号中「次号」の下に「から第十三号の三まで」を加え、同表第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	十八万七千円
十三の三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	十二万五千円

別表第二第十四号中「前号」を「第十三号から前号まで」に改める。

別表第二備考第三号の表中

第十七号の二、第二十号の二及び第二十四号の二	二

を

第三号及び第三号の二	十八万七
第十二号、第十三号の二及び第十三号の三	二十七万
第十七号の二、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年二月九日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第三号の三及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第三号の三、第三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（協定に附属する規則第十三H号に基づき行われたものに限る。）は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の二、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十二及び第五号の十三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（平成三十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十四及び第五号の十五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○財務省告示第二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年一月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百七十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。